

資料番号	2
------	---

令和6年6月28日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和6年4月24日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年4月24日（水） 9：30開会
10：18閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
文化財課長	坂光	秀和
義務教育指導課長	松尾	真理
高校教育指導課長	小野	裕之
特別支援教育課長	津村	真一郎

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針について	1
日程第3	報告・協議1 高校生等の就職をめぐる状況について	3
日程第4	第1号議案 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について	7

篠田教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、近藤委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾お願いいたします。
本日の議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第1号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手お願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

篠田教育長： それでは、第2号議案、令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、松尾義務教育指導課長から説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。
この教科用図書の採択基本方針については、4月19日金曜日に行われた第1回教科用図書選定審議会から答申を受け、提案するものであり、「1 提案の要旨」にお示ししておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものでございます。
(1)は、県立学校で使用する教科用図書の採択の基本方針でございます。
(2)は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対して、適切な指導、助言又は援助を行うためのものでございます。
なお、参考資料として、7ページに「教科用図書の採択について」、8ページ上に「教科用図書の検定・採択の周期」、下に「基本的な採択の仕組み」、9ページに「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書について」、10ページに「令和6年度教科用図書採択日程」を添付しておりますので、後ほど御覧ください。
それでは、初めに、令和7年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。
1ページの別紙1を御覧ください。「1 採択基本方針」についてでございます。
「(1) 採択の基本」については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。
「(2) 適正かつ公正な採択の確保」につきましては、国の通知を受け、「ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。」「イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」としております。
「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり、採択後、遅滞なく公表することとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても、公表に努めることとしております。その他、開かれた採択を推進する観点から、有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。
次に、「2 選定上の留意事項」についてでございます。留意事項は3点でございます。

1点目、(1)において、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。

2点目、(2)において、いわゆる一般図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、いわゆる一般図書については、この後御説明いたします「令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の「2 方法、組織及び手続」の関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。

2ページの別紙2を御覧ください。「1 (1) 採択の基本」では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

さらに、採択権者においては、中学校用教科用図書については、アの(ア)から(オ)、一般図書についてはイの(ア)から(エ)の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めています。

このたびの採択基本方針の作成に当たりまして、アにお示ししております中学校用教科用図書の調査研究の観点を、前回、令和2年度の採択の調査研究の観点から一部変更しております。具体的には、(ア)の観点を前回の「基礎・基本の定着」から「知識及び技能の習得」に、また、前回は「言語活動の充実」としておりました観点を「(イ) 思考力、判断力、表現力等の育成」に変更いたしました。変更した理由といたしましては、現行の学習指導要領において、育成を目指す資質・能力の三つの柱として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」が示され、全ての教科等の目標及び内容が、この三つの柱で再整理されたことに伴い、表現を見直したものでございます。

なお、これらの観点の変更に伴い、観点の並び順につきましても、学習指導要領に示されている順番に則り、変更しております。

イに示しております学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の調査研究の観点につきましては、変更はございません。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」、また、「(3) 開かれた採択の推進」については、県立学校の基本方針と同様に、「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」や、「採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。」などとしております。

次に、「2 方法、組織及び手続」を御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてでございます。

小学校用教科用図書につきましては、(1)にありますように、原則、令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないと示しております。

中学校用教科用図書につきましては、(2)イにありますように、市町教育委員会が、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず、保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択組織及び手続を確立するよう示しております。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択につきましては、(3)イにありますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。

ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて、各機関では本格的な採択事務が始まることとなります。

選定審議会は先日行いました第1回を含め、計3回開催し、教育委員会会議では進捗状況や結果の報告など、随時行って参ります。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

篠田教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。選定審議会が4月19日に開かれて、答申をいただいたということですが、どんな御意見があったのか、教えてください。

松尾義務教育指導課長： 先ほども少し御説明しましたとおり、中学校用教科用図書の調査研究に観点について、一部変更があったことを審議会でも御説明いたしました。その際、具体的にどのような

変更をしたのかという御質問をいただいております。その審議会におきましては、こちらでも説明させていただきましたとおり、前回の調査研究の際には観点（ア）を「基礎・基本の定着」としておりましたところ、現行の学習指導要領の趣旨に則り、「知識及び技能の習得」に変えたこと、「言語活動の充実」としていたところを「思考力、判断力、表現力等の育成」に変更したこと、また、それに伴い、並び順を変更したことの3点をお伝えしております。

志々田委員： ありがとうございます。おおむね学習指導要領に則った形の変更なので、審議会の委員の皆さんから大きく反対という声や疑義が出ることはなかったのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 委員の皆様も、このたびの変更については大変よいことだという御意見をいただきました。

志々田委員： 安心しました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 高校生等の就職をめぐる状況について

篠田教育長： それでは、報告・協議 1、高校生等の就職をめぐる状況について、小野高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

小野高校教育指導課長： 高校生等の就職をめぐる状況について、御説明をいたします。

まず、お手元の資料の 1 ページを御覧ください。本県の国・公・私立の高等学校における就職率は、資料の 1 (1) 設置者別就職状況の表のうち、一番上の行の右のほうに記載しておりますとおり、99.6%で、この数値は前年同期よりも0.3ポイント上昇します。

なお、同じ表の 3 行目に記載をしております県立高等学校のみの就職率については 99.7%となっております。前年同期と同値、同じ値でございます。高い水準を維持できておると考えております。

このように高い値を維持できたということにつきましては、求人倍率が増加傾向にあるという中で、各県立高等学校において、就職を希望する生徒との面談を丁寧に行うなど、組織的、計画的に就職指導に取り組んだことや、ジョブ・サポート・ティーチャー 10名を 30校、30課程に、そして、就職指導支援員 10名を 11校、13課程に配置しており、未内定者への就職指導や求人開拓に取り組んだこと、3 点目としては、広島労働局などの関係機関と連携し、合同就職面接会を実施したことなど、様々な就職支援策を実施した成果であると捉えております。

しかしながら、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が国・公・私立の高等学校全体で 10人おります。県教育委員会といたしましては、一人でも多くの卒業生が早期に就職できるよう、各学校のジョブ・サポート・ティーチャーや担任、進路指導担当者等が情報提供や個別の相談を行うとともに、ハローワーク等の関係機関を効果的に活用した指導を行うよう、各学校を支援して参ります。

続きまして、特別支援教育課、津村課長が説明をいたします。

津村特別支援教育課長： 次に、特別支援学校の状況について御説明いたします。

資料の 2 ページを御覧ください。令和 6 年 3 月に本県の特別支援学校高等部を卒業した生徒につきましては、就職を希望していた生徒 121名全員が就職しております。この結果は、県内全ての特別支援学校に配置しているジョブ・サポート・ティーチャーによる生徒の実態や適性、希望を踏まえた職場開拓、職場実習、企業への啓発活動の実施及び教職員による個別に応じた丁寧な就職支援、進路指導によるものであると考えております。

また、特別支援学校における職業教育の充実に向けた本県独自の資格認定制度、技能

検定の実施や、生徒の「働きたい」を応援してくださる企業への就職サポート隊ひろしま登録制度の成果とも考えております。

なお、(3)に示しておりますとおり、全卒業生に占める就職者の割合は33.0%となっております。

今後も、生徒に対して、より実践的な力をつけるとともに、働く意欲の向上や粘り強く様々なことに取り組む態度等を育成する職業教育の充実を図って参ります。また、就職サポート隊ひろしまや企業の参観日の取組にも力を入れ、企業への障害者雇用の理解、啓発にも取り組んで参ります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

篠田教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

菅田委員： コロナ前とコロナ期間中とコロナ後で何か変わったところがあると思うのですが、特に小売サービスの部分は、コロナ前は大体半数が就職しており、コロナ期間中はやっぱり下がってる傾向で、今年は40%で戻ってきてないのかなということなんですけども、これは生徒の希望ですか。それとも、ジョブ・サポート・ティーチャーの意見とかも反映しているものなのでしょうか。それとも、流れとしてこうなるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 今言っていたように、コロナ前とコロナ後でどのような就職の状況、あるいは学校の進路指導について、就職支援について変化があるかということでございますけれども、まず、社会の状況、産業界の状況を踏まえながら、学校の中で全体にキャリア教育を推進しております。自分自身の1年次から3年次、卒業時にどのようなキャリアをデザインをしていくかといった指導を行っています。その際には、今言いただきましたジョブ・サポート・ティーチャー、それから進路指導主事、担任が丁寧に面談を行いながら、企業等の情報を得ながら進めているところでございます。同時に、3年次になって、実際は7月頃に求人票が届きまして、情報を校内で共有する中で、生徒の希望する職業、それから自分自身の適性をしっかり考えながら職業を選択している状況でございます。

実際に全国と比較しましても、広島県については、非常によい状況がありますけれども、産業別で見ますと、1月末の時点で労働局から公表された資料によると、運輸業、郵便業、それから建設業が非常に好調にあるということで、生徒たちがこういったところでの産業別の求人数が多いということで、これを参考にしています。

一方で、情報通信業については、産業別の求人数が減っているということで、状況が変わっていると思います。しかも、情報通信業については61.3%減っているということで、現在、コロナが明けて、5類に下がってから、様々な状況が変わっておりますけども、こういった状況を踏まえながら、学校で生徒により適した、あるいは希望に沿った指導をしているところでございます。

津村特別支援教育課長： 特別支援学校に係りまして、コロナの時期にはやはり実習等の受入れを断られたり、なかなか思うように採用がうまくできないという企業も多かった中で、その期間でありましても、学校からも働きかけ、学校の中でできること等に取り組んで参りました。

このたび、企業にも実習に行きやすくなったという状況もある中で、やはり実習を重ねる中で、就職を希望する生徒も増えまして、就職につながる事ができたと考えております。

中村委員： 就職希望者の就職の状況ということですが、高校生は10人、希望しながら就職できなかったとは言いながら、高い就職率になっているということはよかったですし、特別支援学校は100%ということで、これもよかったです。

これからの課題は就職してからの望まぬ早期離職を削減していくことだと思います。私の会社にも高校を卒業して就職してくれているんですけども、やはり企業としても、高校生ですから丁寧に育てていかないといけないと思います。

高校でも、先ほど特別支援教育課長がおっしゃったんですけど、粘り強さとか就職に向けての指導をしていただいているということなのですが、普通科高校でも是非そういう教育を引き続きお願いしたいと思います。特に就職を希望する生徒が多い高校はしっかりやれていると思うんですけど、そうではない高校で就職を希望する生徒に対してもそういうきめ細かい就職に向けた指導を心構えとかも含めて、是非していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

小野高校教育指導課長： 今おっしゃっていただきましたように、早期に離職する生徒の要因についてはジョブ・サポート・ティーチャー等から聞き取っております。大きく4点ございます。

1点目は、職業観、勤労観等を身につけるための指導を行い、多くの生徒に変容は見

られるものの、一部の生徒については、それが十分でなかったということです。

2点目は、自己理解と業種、職業、職場への理解を深める指導を行い、非常に多くの生徒に変容が見られたけれども、一部、それが十分でなかったということで正に、自分自身がどういった適性であるのか、こういったものと職業とのマッチングです。

そして、3点目なんですけれども、今おっしゃっていただいたように、職場でのコミュニケーション、人間関係の中でこれがうまくいかなかったというようなものもございません。

最後に、現在の職種、業種ではない、自分自身の夢や希望を実現するんだということで、早期の離職に至ったということがございました。

先ほども申しましたけれども、こういった早期離職につながらないように、まず、早期に就職の内定を得た者につきましては、ガイダンスを行いまして、希望する学校には配付しておりますDVDやテキスト、それからアンケート用紙の配付によって、まず、自分自身が社会人になったときにどういった心構え、ビジネスマナーが求められるのか、あるいは就職前の不安を解消する、それから、就職後に職場で安定的に勤務を続けられるためにはこういったポイントがあるといったことを内定者に対して指導を行います。

それから、就職した卒業生に対しては、まず、早期離職防止に向けた支援を促進するというので、おおむね5月から6月にかけて、ジョブ・サポート・ティーチャー、それから進路指導担当者が中心になって、卒業生の就学状況を把握して、何らかのサポートができないかということで、学校のほうでの取組を進めていただいているところです。

引き続き教育委員会といたしましても、しっかりサポートしていきたいと考えております。

中村委員： よろしくをお願いします。

近藤委員： 特別支援学校高等部の就職先の業種状況なんですけれども、年によって清掃クリーニングの割合が増えたり、業種の割合が変動してるような状況が見受けられるのですが、これは生徒側の希望が反映されてこうなってるのか、それとも、求人側の事情でこうなっているのか、その辺りの理由を教えてください。

津村特別支援教育課長： 生徒の希望が主なものであります。

近藤委員： そうすると、希望したところにきちんと就職できた結果がこういう差になって、年々の違いが出てるということで理解したらいいですか。

津村特別支援教育課長： そのように考えています。

近藤委員： はい、分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございました。以前、総合技術高校などに学校訪問させていただいたときも、学校の近くにある工業団地等の企業と在校時から交流などもされていたことも勉強させていただいたのですが、先ほど早期離職等の話もございましたけれども、受け入れる企業側も、在校時から企業、工場等に来ていただいたり、企業の雰囲気や内容などをお互いにしっかり把握することで、就職するときに自分の希望にかなうとか、少し最初のイメージと違ったなとか感じると思います。現実には普通科高校含めて、企業との交流というのはどの程度行われているものなのでしょう。

小野高校教育指導課長： 今おっしゃっていただいたように、企業のことをよく知るということは大変重要なことだと思います。1年次から、インターンシップという形で行っている学校もありますし、多くの学校は2年次に、学校から実際に職場に出向いて、生徒たちが、数日間、学校を離れて企業での職場の様子、それから仕事の内容、こういったことを体験させていただく、こういった取組は続けておりまして、コロナ禍の間、停滞ぎみでございましたけれども、コロナ禍が過ぎ、5類に落ちまして、インターンシップの取組も戻ってきております。コロナの前はほぼ9割を超える学校が実施してございましたけれども、それに近づいているという状況でございます。

また、企業を知ることが非常に重要であるということで、今年度、労働局等とも連携をしまして、生徒と先生のための応募前合同企業説明会を新たに実施することとしております。7月に実施する予定ですが、労働局、ハローワークの協力を得て、共催という形で、広島市、福山市にも参加してもらいます。対象は在籍する生徒、これは広島県内の高等学校、それから特別支援学校に在籍する生徒とその生徒に携わる教員であり、産業会館等を使って実施する予定でございます。

まず、生徒たち、それから教員もしっかり企業のことを知って、実際にその中から自分が是非行ってみたいという企業を絞り込んで、事前に学校から企業に訪問する、又はインターンシップで数日間体験してみるといった取組を計画的に行っていきたいと考え

ております。

細川委員： ありがとうございます。そういう地道な取組というものがお互いの理解を深めることにつながると思いますし、以前、特別支援学校の関係でも申し上げましたが、やはりそこには先輩がいらっしゃるでしょうから、先輩訪問もしくは先輩との情報交換などで、その企業の研究をして、調査していただくというのもありますし、そういうことで最初に就職したときの気持ちのまま、ずっとお勤めをいただけるんじゃないかなという気がしております。

それから、少し変わるんですけども、4ページ目の4の今後の取組のところにも五つほど上げていただいて、これは特別支援学校の就職に対する今後の取組ということだと思うのですが、どちらかというと、学校の内側から見た様々な取組についてお書きいただいていると思うんですが、就職サポート隊ひろしまを含め、やはり企業の障害者雇用率を問われていることもありますし、障害者と共に働くことに理解をしている企業も年々多くなっていますので、是非こちらから、守るばかりでなくて、攻めていくような取組もお考えいただければいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

津村特別支援教育課長： ありがとうございます。昨年度も特に細川委員から御指摘いただきましたまして、昨年度は商工労働局の雇用労働政策課とも相談しながら、商工会議所の経営指導員の研修会や、商工会連合会の研修会等にも出席させていただいてアピール等をさせていただいたところでございます。引き続き取り組んで参ります。

細川委員： よろしくお願いたします。

志々田委員： ありがとうございます。これだけのたくさん高校生が地元で、調べてみたら85%近くは地元の企業でお勤め、広島に定着してくれるというのはすごく素晴らしいことだなと思って見ていたんですが、専門学科は若干県外への就職の流出が多くて、総合学科は割と地元での就職っていうことを思考して下さってるようなんですけど、できればみんな広島で働いてくれたらいいし、彼らが求める仕事が広島県にあればいいなと思ってるんですけど、専門学科で外へ出ていく子というのは、広島にない職業だから出ていってるのか、それとも、そうじゃなくて出ていってるのか、その辺りは分かるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 今、御指摘いただきましたように、高校生の県外の就職の状況は、参考ですけれども、令和5年度末の段階で、これは全学科で、専門学科のみならず、総合学科も全て、普通科も含めて、令和5年度は12.5%が県外の就職です。専門学科でいうと15.1%と全体よりも多くなっています。一方、総合学科でいいますと9.5%ということで、今言っていたように、専門学科が多くなっております。そのうち、専門学科の中でも最も多いのが工業科の生徒で18.7%です。専門学科の中でも、例えば商業科は7.4%と少なく、工業科の生徒たちが多く県外で就職をしているという状況でございます。これについて、一つ一つの事例でこういった事由で県外にということまでは教育委員会として把握していないのですが、実際には工業高校の教員は県内の企業でこういったところがあるというのはしっかり情報提供しながら、教員、進路指導主事、JSTが取組を進めて、今、県内の魅力ある企業、その魅力をしっかり生徒に伝えるという取組をしているところでございます。

志々田委員： 広島県の工業高校については、新しい機材を入れながら最先端の工業科の教育ができるようにと、中身を改善してきているので、できれば是非広島県で就職先がもっとたくさん子供たちに見つかるようになってほしいと思っていますので、引き続き、やってくださっていると思うのですが、広島県の魅力を是非、高校で卒業するのならば地元で就職してもらい、それは県立学校に行ったら地元で就職させてもらえるんだ。そこが幸せなんだと言ってもらえると良いと思います。もちろん、世界に出ていきたい子を邪魔する必要はありません。地元で就職したいと言ってくれる子供たちが多分県立学校来てくれると思うので、是非引き続き地元の企業の魅力を、特に工業系についてはお伝えいただければなと思いました。

菅田委員： 志々田先生にプラスです。今、広島県で若者の流出について言われてるんですけど、その中に魅力的な勤め先が県内にないというアンケート結果も出てることもあって、最近高校の先生が企業訪問して下さってまして、先生の県内企業への理解度というのはこれからどんどん進んでいくものと期待してるんですけども、是非進学する人にもそういった企業が広島にあることを話していただく機会を設けていただければと思います。そうすると、大学で県外に出た人も戻ってくる可能性がありますので、やっていただければと思います。よろしくお願いたします。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。先ほど少し御案内しました生徒と先生のための応募前合同企業説明会については、今年度初めて行うものなんですけれども、これは1年生から3年生、もちろん先ほど申しましたように、特別支援学校に在籍する生徒も対象としております。将来、この狙いというのは、高校卒業後の県内の定着を進めますということです。企業のことを知るといことが一番大きな狙いでございますので、すぐに就職する生徒もいるでしょうし、一旦県外に出る生徒もいるかと思うのですが、その後やはり広島県の魅力、広島県の企業の魅力を知っている生徒は県外から県内へUターンするというようなデータもあるように聞いておりますので、様々な企業の仕事内容、それから業界の情報、これもしっかり学校の教員が中心となって聞けるような、そういった仕組みをしっかりと活用しながら取り組んで参りたいと思っております。

菅田委員： よろしくお願ひします。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

各委員からも御発言、御意見ございましたけれども、就職の多い学校も、必ずしも多くない学校も含めて、生徒が望む進路が実現できるように、引き続き進路の支援をしていただくということ、今、御意見ありましたが、地元の仕事の魅力や企業の魅力も含めて、生徒にお伝えいただくような学校での御指導、また、望まない離職、早期離職にならないようなキャリアサポートも含めて、学校で御支援いただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で本件の審議を終わります。

それでは、続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

(10:10)

【非公開案件】

第1号議案 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(10:18)